

「相続・贈与税顧問」(Ver.H28.1)

平成 28 年相続税対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
 標記の件につきましてご案内申し上げます。
 保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
 ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
 よろしくご査収のほどお願いいたします。
 なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
 あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
 「マイページ」よりダウンロードいただけます。

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日(※) : 2016年9月 6日(火)

CD-ROM発送開始日 : 2016年9月15日(木)

※平成 28 年 1 月 1 日以降の贈与税の申告には、未対応です。

バージョンアップ対象

Ver.H27.1以降

相続・贈与税顧問 Ver.H28.10 には、Ver.H23.21、
 Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30、Ver.H27.30 も収録し

改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000504>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

1. 改正の主な内容

■ 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入に伴うマイナンバー (個人番号) の記載について

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日以降に相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続税の申告書を提出する場合は、申告書にマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、税務署で本人確認 (番号確認及び身元確認) を行うため、申告書に記載された各相続人等の本人確認書類の写しを添付する必要があります (各相続人等のうち税務署の窓口で申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。)

■ マイナンバー (個人番号) 記載対象書類の見直しについて

平成28年度税制改正による「マイナンバー記載の対象書類の見直し」の「施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めない」との記載に基づき、国税庁では、法施行日 (平成29年1月1日) 前においても、マイナンバーの記載を要しないこととされた書類については、マイナンバーの記載がなくとも改めて記載を求めなく収受することとされています。また、法施行日前から個人番号欄のない様式を使用することとされています。

※この見直しに伴い、「相続税延納申請書」の「番号」(個人番号、法人番号) 欄が「法人番号」欄に変更されました。

《参考》国税庁のホームページ

- ◆ 社会保障・税番号制度 <マイナンバー> 相続税・贈与税に関する FAQ

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/souzokuzouyo.htm>

- ◆ 平成 28 年度税制改正によるマイナンバー (個人番号) 記載対象書類の見直しについて (改正内容のお知らせ)

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/kaisei/280401.htm>

■相続税の申告書等様式変更

平成28年分用の様式に変更された申告書等は、次のとおりです。

第1表	第1表の付表1
第4表	第4表の2
第8表の2表の付表3	相続税延納申請書

- ・欄外右側（平成28年分以降用）に変更されました（「第8の2表の付表3」を除く）。
- ・「第4表の付表」が削除され、「第4表の2」が新設されました。

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧（平成28年分以降用）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h28.htm>

相続税の申告のしかた（平成28年分用）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2016/index.htm>

2.システムの対応内容（予定）

■相続税の申告書等様式変更

平成28年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

3.バージョンアップ後の確認事項について

Ver.28.10 にバージョンアップ後、Ver.H27 で作成したデータを継続使用する場合は、[旧バージョンデータ読込] で移行します。移行したデータは、年度変更に伴い設定を見直してください。

4.連動について

財産評価顧問（Ver.H28.10）からのデータ連動（相続税申告書）が可能です。

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください